

健康日本21(第二次)推進専門委員会の設置について

平成26年6月3日 制定
平成30年9月20日 一部改正
厚生科学審議会
地域保健健康増進栄養部会了承

1. 目的

急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費の国民医療費に占める割合は、約3割となっている。

厚生労働省では、平成12年より生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題について目標等を選定し、国民が主体的に取り組める新たな国民健康づくり対策として「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」(以下「健康日本21」という。)を推進している。

平成25年4月1日に「健康日本21(第二次)」を開始しており、目標設定後5年を目途にすべての目標について中間評価を行うとともに、目標設定後10年を目途に最終評価を行うこととされている。「健康日本21(第二次)」の進捗を確認し、着実に推進することを目的として、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会に「健康日本21(第二次)推進専門委員会」を設置する。

2. 検討事項

下記の項目について、科学的知見に基づき検討を行う。

- (1) 「健康日本21(第二次)」の進捗確認や目標の在り方等に関する事項
- (2) その他「健康日本21(第二次)」の推進に関する事項

3. 構成

- (1) 専門委員会の委員は別紙のとおりとする。
- (2) 委員の任期は「健康日本21(第二次)」の最終評価報告までとする。
- (3) 委員長は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則(平成23年10月14日地域保健健康増進栄養部会長決定)第3条に従い、専門委員会委員の中から部会長が指名する。
- (4) 副委員長は、委員長が指名する。
- (5) 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

4. 委員会の運営等

- (1) 専門委員会は委員長が招集する。なお、委員長は審議の必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
- (2) 委員長は、必要と認めるときは、専門委員会に作業部会を置くことができる。
- (3) 専門委員会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、委員長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、健康局健康課において総括し、及び処理する。